

案内

日常生活用具に『視覚障害者用血圧計(音声式)』を追加しました

令和5年4月から本市では、視覚障害をお持ちの方が1人でも血圧測定を行うことができる『視覚障害者用血圧計(音声式)』を障害者日常生活用具の品目に追加しました。

購入を希望される方は、下記要件等を確認いただき、障害福祉課日常生活用具担当までご一報ください。

購入後の申請は対象外となりますのでお気をつけください。

1. 対象者

視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)

2. 基準額・耐用年数

基準額:10,000円

耐用年数:5年

3. 自己負担額

課税世帯:基準額までは、購入金額の1割。

基準額を超える場合は、基準額の1割 + 基準額を超えた金額

非課税世帯:基準額までは、負担なし。

基準額を超える場合は、基準額を超えた金額

4. 申請を希望する場合

原則、電話にて下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

TEL:047-436-2309 FAX:047-433-5566